

スローガン
令和の夏
こころあらたに
事故防止

運動重点
子どもと高齢者の交通安全防止、スマホ利用等のながら運転の根絶促進、飲酒運転の根絶

期間
7月21日(日)～7月31日(水)

夏の交通事故防止市民運動

交通安全ポスター大募集!

9月22日(日)開催予定の上京交通安全フェスティバルにあわせて、展示作品を募集します。

募集テーマ
①子どもと高齢者を交通事故から守ろう
②自転車の運転ルールを守ろう

ポスターの規格 画用紙四つ切(542mm×382mm) ※長辺を横に使用。作品の裏に郵便番号、住所、氏名(ふりがなも記載)、電話番号を明記。

応募資格 区内在住又は通勤・通学されている方、自作・未発表の作品に限ります。

応募方法 8月23日(金)までに郵送または持参。

主催 上京区交通安全会連合会
※応募作品は上記催し以外の啓発に活用する場合があります。

申込み・問合せ 〒602-8511(住所不要) 上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当 (☎441-5040、1階①番窓口)

119番上京消防署です

放火をさせない環境づくり

随時、消防団員募集中!

上京区は、歴史的な建物を数多く有する風情あるまちです。その反面、一度火災が発生してしまうと隣の建物へと燃え広がる恐れがあります。そんな中、京都市で昨年発生した火災において最も多い原因が「放火」です。放火を防ぐ対策の一つとして、「センサーライト」を玄関付近等に設置してみませんか。センサーライトは、人などの動くものを感知すると自動的に電源が入り、一定の間隔で点灯します。そのため、「放火をさせない環境」を作ることができます。放火火災を未然に防ぎ、伝統ある文化と町並みを継承していくために火の用心を心掛けましょう。

センサーライト

上京消防署 (☎431-1371、FAX414-1999) 〒602-8031上・釜座通下立売下る
上京消防署 [検索](#)

エコまちステーション

傘の捨て方について

梅雨も終わりに近づくと、エコまちステーションには傘の捨て方についての問い合わせが多くなります。市では、傘は2本までなら「燃やすごみ」として収集しています。傘の柄の部分から出ている部分が大抵は回収されません。傘の先などの部分が破れたら、袋に入れてください。エコまちステーション(☎366・0776、1階⑨番窓口)

福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新のご案内

前年の所得状況をもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を送付します。※判定に所証明等の書類の提出が必要な場合があります。

更新の際に所得超過等により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成の変更により、対象となる場合があります。また、前年の所得により判定を行うため、前回、資格喪失とな

った方でも対象となる場合がありますので、その場合は8月に申請してください。※重度障害老人健康管理費については、7月中に要申請。

①ひとり親家庭等医療費
子どもはぐくみ室(子育て推進担当)(☎441・5119、3階③番窓口)、重度心身障害者医療・障害保健福祉課(☎441・5121、3階③番窓口)、老人医療・健康長寿推進課(高齢介護保険担当)(☎441・5106、2階⑤番窓口)、重度障害老人健康管理費・保険年金課(☎441・5138、1階⑦番窓口)

後期高齢者医療制度からのお知らせ

後期高齢者医療保険料の通知書を送付

平成31年度の保険料額と7月以降の保険料の納付方法を7月中旬にお知らせします。

①保険年金課(資格担当)(☎441・5130、1階⑤番窓口)

新しい減額認定証を送付

現在、お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)は、8月以降使用できなくなります。8月以降も引き続き交付要件を満たしている方(保険証の負担割合が1割で世帯全員が住民税非課税の場合)には、7月中旬に新しい減額認定証を郵送します。

ただし、世帯に所得不明者がいる場合等には、交付申請を行っていただく必要があります。7月中旬に新しい減額認定証が届かない場合には、保険年金課にご相談ください。

①保険年金課(保険給付・年金担当)(☎441・5138、1階⑦番窓口)

乳幼児健康診査を受けましょう

子どもはぐくみ室では、お子様の月齢に応じて乳幼児健康診査を行っています。

実施月齢は、4か月、8か月、1歳6か月、3歳3か月の4回です。

お子様の身体や心の成長の様子を知るための大切な健診です。日頃から気になっている育児のこと等もご相談ください。

費用 無料

スタッフ 医師、歯科医師、心理士、栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師、保育士

①子どもはぐくみ室(子育て相談担当)(☎441・2873、3階③番窓口)

国民健康保険からのお知らせ

新しい高齢受給者証を送付

京都市国保に加入の70歳の方には新しい高齢受給者証を7月中旬にお送りします。古い受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、翌日以降は使用できません。

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

平成30年中の収入が一定以下の場合、負担割合が2割となる場合があります。対象となる方は、申請書を同封していますので、要件を確認の上、申請してください。申請が認定された場合、申請した翌月から適用されます。

①保険年金課(資格担当)(☎441・5130、1階⑤番窓口)

国民年金からののお知らせ

障害基礎年金の所得状況等の取扱いを変更

国民年金の障害基礎年金(年金証書のコードが「2650」又は「6350」の場合)を受給されている方は、「所得状況届等が原則廃止され、提出が不要となります。また、障害状態確認届の提出期限が誕生日の末日に変更されます。

①保険年金課(保険給付・年金担当)(☎441・5138、1階⑦番窓口)

空き家の相続相談会を開催! 無料

空き家の予防と活用には、適正な遺産相続が欠かせません。遺産相続について、この機会に専門家(司法書士)へご相談ください。

日時 8月15日(木) 16日(金) 13時30分～16時30分

※各日先着6名(1名につき30分)

受付・問合せ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎441・5040、1階①番窓口)

平成31年度介護保険料通知書を送付

第1号被保険者(65歳以上)の方へ、平成31年度保険料の確定額の通知書を7月中旬に送付します。年金から引き落とし(特別徴収)又は口座振替に該当しない方は、同封の納付書で納付してください。※納付には口座振替が便利です。

①健康長寿推進課(高齢介護保険担当)(☎441・5106、2階⑤番窓口)

見本